

エコツーリズム推進法について

永田浜ウミガメ保全協議会事務局

1. エコツーリズム推進法の目的

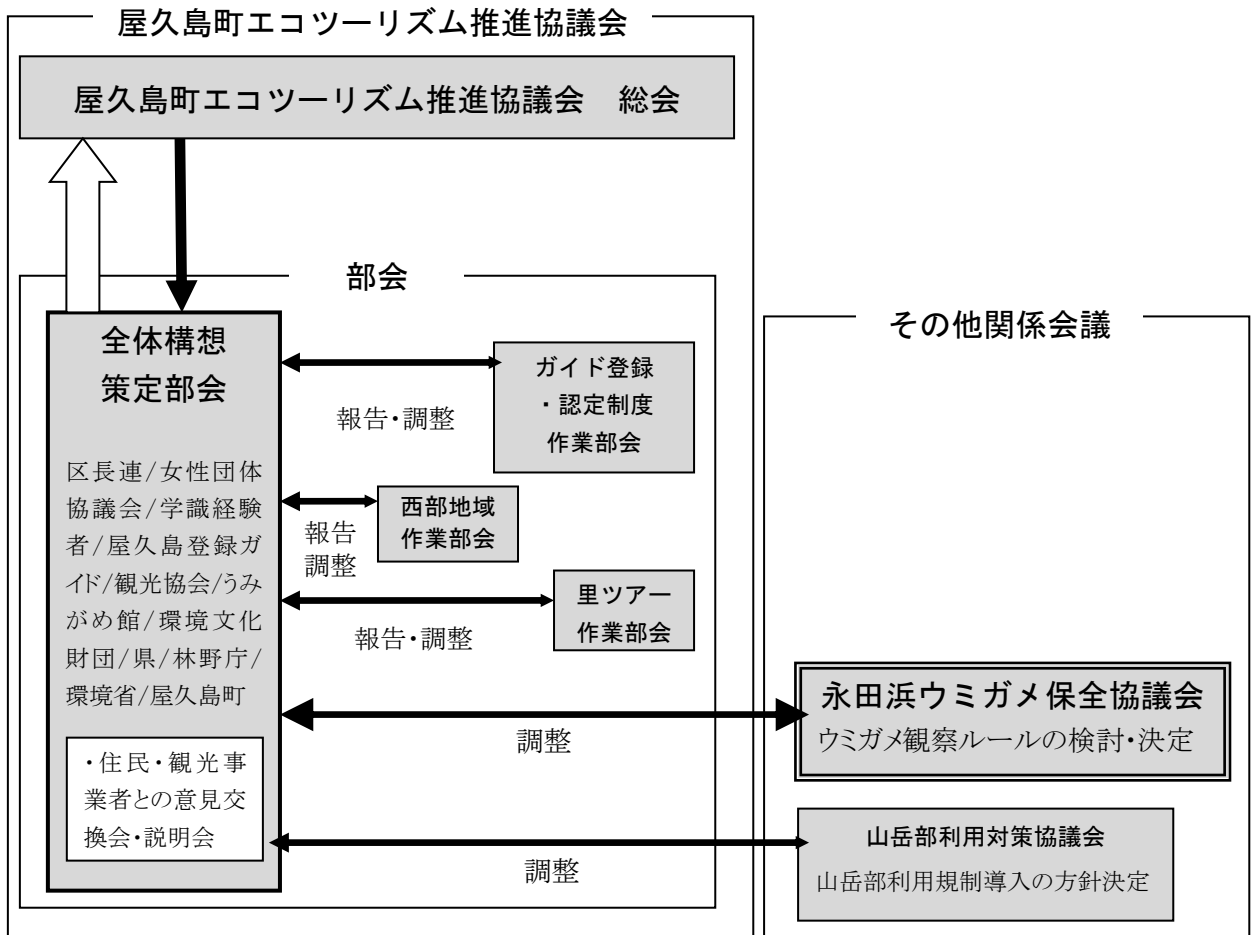
- ・ 目的：エコツーリズムを通じて、自然環境を保全し、後世に伝えていくこと。
- ・ 4つの理念：①自然環境の保全、②観光振興、③地域振興、④環境教育
⇒ これらの両立を図ることが重要

2. エコツーリズム推進法の仕組み

- ・ 市町村が主体となり、関係機関・団体から構成される協議会を設置
- ・ 同協議会において、同法に規定されるエコツーリズム推進全体構想を作成

・ 自分たちの地域で自然観光資源をどのように守り、利用していくのか等をまとめた構想
 ・ 特に保護したい資源については、「特定自然観光資源」に指定することで、各種行為を法的に規制することが可能。

《屋久島町の場合》※H21 年度時点



3. エコツーリズム推進法でできること

①行為規制

- ・ 特定自然観光資源の汚損、損傷等、観光者に著しく迷惑をかける行為を法的に規制。
- ・ 上記以外の特定自然観光資源を保護する上で特に重要・必要な行為について、自治体が別途条例で定めることにより法的に規制。

- ◆ウミガメのフラッシュ撮影や浜でのライト使用などを法的に規制できる。
- ・ 除外規定を設ければ、観察会スタッフやうみがめ館調査者には適用させないこともできる。

②立入制限

- ・ 自治体が承認基準を作ることにより、特定自然観光資源が所在する区域への立ち入りを法的に規制。

- ◆ウミガメシーズンの夜間、永田浜への立ち入りを制限できる。
- ・ 立ち入りの許可主体は町となる。許可事務を町から他の団体へ委託することも可能。
- ・ 利用規制に必要な「手数料」を徴収することができる。ただし、強制的に徴収するものなので、積算根拠をしっかりと精査する必要がある